

令和元年度 第7回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和元年 10月28日 (月)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	令和元年 10月28日 午後 1時 34分 開 会			
	令和元年 10月28日 午後 5時 45分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	6 番	比嘉 盛和
	3 番	大城 司	7 番	米須 清和
	4 番	鈴木 江美子	8 番	與那嶺 清
欠席委員番号	2 番	謝花 喜美	5 番	神谷 正
議事録署名委員	3 番	大城 司	4 番	鈴木 江美子

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和元年度 第7回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>2番 謝花 喜美(じゃはな よしみ)委員、5番 神谷 正(かみや ただし)委員から欠席の届出がありましたが、委員は6名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜(うちまりょう)さん、議事録署名委員には、3番 大城 司(おおしろ つかさ)委員、4番 鈴木 江美子(すずき えみこ)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 各種団体スポーツ大会について 報告3 営農意向調査検討会について
議 長	日程第4に入る前に、事務局から議案の訂正があります。説明をお願いします。
事 務 局	議案第34号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」は、議案に誤りがあったため、議案第34号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」に訂正いたします。ご了承願います。
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第32号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第33号 非農地証明願いについて 議案第34号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて 議案第35号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

	<p>議案第 37 号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての 意見決定について</p> <p>以上です。</p> <p>本日の提案された議案第31号から第37号までですが、そのうち 現地調査を必要とするのが14件ございます。現地調査を行ってから 審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩を いたします。</p>
	<p>休憩（現地調査） 午後 1時 38分 再開 午後 4時 8分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請につ いて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第31号「農地法第3条の規定による許可 申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請 について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」 のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第31号「農地法第3条の規定による 許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議は ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第32号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第32号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 5ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第32号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係・所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	ただ今、説明がありました議案第32号「農用地利用集積計画の意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	整理番号7～16番の借受人についてですが、新規就農ということで地元委員として面接の方行いました。農大を卒業した後、地元の農家さんに教えてもらいながら農業を始めていて、字の行事にも積極的に参加してくれています。地元農業委員としても問題ないと思います。
委員	この方は何か事業を受ける予定ですか。
事務局	今後、新規就農一貫支援事業でハウス導入予定です。
議長	よろしいでしょうか。議案第32号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第32号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

	<p>それでは、続きまして、議案第33号「非農地証明願いについて」を議題とします。なお、本議案には8番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。</p> <p>最初に、整理番号3番について審議・採決を行います。與那嶺 清委員は退席をお願いします。</p> <p>（與那嶺 清委員退席）</p> <p>與那嶺 清委員が退席されましたので、議案第33号「非農地証明願いについて」整理番号3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第33号「非農地証明願いについて」整理番号3番について説明いたします。お手元の資料 10ページをお開き下さい。</p> <p>（議案書に基づき、議案第33号「非農地証明願いについて」整理番号3番の内容を説明）</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第33号整理番号3番について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>これは農振入っていないですよね？</p>
事務局	<p>入っていないです。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第33号整理番号3番について異議はございませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>

議 長	<p>議案第33号整理番号3番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、8番 與那嶺 清委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(與那嶺 清委員 着席)</p> <p>それでは、続きまして、議案第33号「非農地証明願いについて」整理番号1番・2番を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第33号「非農地証明願いについて」整理番号1番・2番について説明いたします。お手元の資料 10ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、議案第33号「非農地証明願いについて」整理番号1番・2番の内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第33号整理番号1番・2番について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第33号整理番号1番・2番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第33号整理番号1番・2番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第34号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第34号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」説明いたします。お手元の資料 11ページをお開き下さい。</p>

		<p>(議案書に基づいて議案第34号「農地法第5条許可申請の取下げ願 いについて」内容を説明)</p> <p>以上です。</p>	
議	長	<p>ただ今、説明がありました議案第34号「農地法第5条許可申請の取 下げ願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>	
		(質疑なしの声あり)	
議	長	<p>議案第34号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」異議 はございませんか。</p>	
		(異議なしの声あり)	
議	長	<p>議案第34号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」は異 議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第35号「農地転用事業計画変更承認申請につ いて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>それでは私のほうから議案第35号「農地転用事業計画変更承認申 請について」説明いたします。お手元の資料 12ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第35号「農地転用事業計画変更承認申請につ いて」内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、説明がありました議案第35号「農地転用事業計画変更承認 申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>	
委	員	<p>既設の小屋が48㎡、住宅面積が314.57㎡、家庭菜園が280.71㎡と 説明がありましたが、残りの転用面積は何に利用する計画ですか。</p>	
事	務	局	<p>利用できない傾斜面積が845㎡あります。</p>
委	員	<p>あと残り500㎡くらいありますが、その計画は？</p>	

事務局	緑地帯としての利用になります。(図面確認)
委員	わかりました。
議長	よろしいでしょうか。議案第35号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第35号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。 お手元の資料 13ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第36号整理番号1番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第36号整理番号1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
委員	現況地目についてですが、公衆用道路でなく奥にある苗床へとつなぐ農地と一体利用している畑であり、今まで農地として利用しているもので、今回始末書をつけていないので、地目は畑が妥当だと思います。
事務局	すみません。現況地目についてですが、「畑」に修正をお願いします。
議長	よろしいでしょうか。議案第36号整理番号1番について異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第36号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第36号整理番号2番についての説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第36号整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第36号整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第36号整理番号2番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>議案第36号整理番号2番について異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第36号整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第36号整理番号3番についての説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第36号整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第36号整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>

議 長	ただ今、説明がありました議案第36号整理番号3番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第36号整理番号3番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第36号整理番号3番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第36号整理番号4番についての説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第36号整理番号4番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第36号整理番号4番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第36号整理番号4番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第36号整理番号4番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第36号整理番号4番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第36号整理番号5番についての説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第36号整理番号5番について説明いたします。

		<p>(議案書に基づいて議案第36号整理番号5番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、説明がありました議案第36号整理番号5番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
		(質疑なしの声あり)
議	長	<p>議案第36号整理番号5番について異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>異議なしとのことですので、議案第36号整理番号5番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第37号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。整理番号重要変更1-1から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは、私のほうから議案第37号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料14ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第37号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更1-1の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、説明がありました議案第37号整理番号重要変更1-1について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
		(質疑なしの声あり)
議	長	<p>議案第37号整理番号重要変更1-1について異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第37号整理番号重要変更1-1については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第37号整理番号重要変更1-2についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第37号整理番号重要変更1-2について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第37号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更1-2の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第37号整理番号重要変更1-2について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>農地転用許可不要届については、総会の中で報告しないのですか。</p>
事務局	<p>すみません。総会の諸般の報告の中で報告していきたいと思えます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第37号整理番号重要変更1-2について異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第37号整理番号重要変更1-2については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第37号整理番号重要変更1-3についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第37号整理番号重要変更1-3について説明いたします。</p>

	<p>(議案書に基づいて議案第37号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更1-3の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第37号整理番号重要変更1-3について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>これ平成29年に原野へ地目変更されていますが、非農地証明が出されたってことですよね？農振に入っているものは基本非農地証明を出さないという話でしたが…。これからはこういうケースはなくなるという解釈でいいですか？農振は非農地証明を出さないということに統一で…。</p>
事務局	<p>はい。事務手続きマニュアルの方にも明記して引き継いでいきたいと思えます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第37号整理番号重要変更1-3について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第37号整理番号重要変更1-3については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第37号整理番号重要変更1-4についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第37号整理番号重要変更1-4について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第37号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更1-4の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただ今、説明がありました議案第37号整理番号重要変更1-4について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
委 員	これ登記地目は宅地になっていますが、ちゃんと農地転用するよう指導していく形ですか。
事 務 局	事務局の方で台帳、現況を確認し判断していきます。
委 員	わかりました。
議 長	よろしいでしょうか。議案第37号整理番号重要変更1-4について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第37号整理番号重要変更1-4については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第37号整理番号重要変更1-5についての説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第37号整理番号重要変更1-5について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第37号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更1-5の内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第37号整理番号重要変更1-5について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
委 員	これも登記地目が原野になっていますが、転用するかは事務局の判断…?
事 務 局	はい。そのように対応します。

議 長	よろしいでしょうか。議案第37号整理番号重要変更1-5について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第37号整理番号重要変更1-5については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第37号整理番号重要変更1-6についての説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第37号整理番号重要変更1-6について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第37号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更1-6の内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第37号整理番号重要変更1-6について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
委 員	これは土地改良地区区域内ではないのですか。
事 務 局	すみません。事務局の方で確認します。確認し、地区域内であれば保留、地区域外であれば除外を進めていく形で検討をお願いします。
議 長	よろしいでしょうか。議案第37号整理番号重要変更1-6については事務局の説明のとおり、土地改良区区域外であれば可決という条件付きで異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第37号整理番号重要変更1-6については土地改良区区域外であるという条件付きで可決決定いたします。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和元年11月26日(火)を予定しています。これにて令和元年度第7回総会を閉会します。</p> <p>続けて営農意向調査検討会を行います。</p>
	閉会時刻 午後 5時 45分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印